

ID: 38

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	使用の許可（変更等の許可を含む。）		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町文化会館設置及び管理に関する条例 第4条第1項		
例 規 番 号	平成元年 条例第19号		
<p>【根拠条文】 (使用の許可) 第四条 聖籠町文化会館(以下「文化会館」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ聖籠町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。 2 教育委員会は、前項の許可に文化会館の管理上必要な条件を附することができる。</p> <p>【基準】 第5条の規定による。 (使用の不許可) 第五条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、文化会館の使用を許可しない。 一 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。 二 文化会館の管理上支障があるとき。 三 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 四 その他、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。</p> <p>(事例) 一 青少年教育上ふさわしくない映画、公演、演劇等 四 特定宗教の布教活動(研修会等を除く。)</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日